

6 学生生活について

1.原付・自転車通学

原付・自転車による通学は、学生課に所定の用紙で駐輪場使用届を提出し、使用ステッカーの交付を受け、原付・自転車のよくわかる部分に貼付してください。

駐輪場の収容台数の都合により、受付台数には制限があります。

〔使用上の確認事項と注意〕

- ①駐輪場内での事故等について、学校は責任を負いません。
- ②原付・自転車の駐輪場所は分けてありますので、決められたところに停めてください。
- ③原付・自転車ともに道路交通法に規定された「軽車両」です。
その使用にあたっては、交通法規を順守してください。
- ④自賠責保険・任意保険(自転車の場合は損害賠償責任保険)への加入は必ず行ってください。(未加入での使用は認めません。)
- ⑤原付・自転車とも違法な改造・整備不良は認めません。(確認次第、通学での使用は禁止します。)

2.自動車通学について

本学「自動車通学規程」に基づき許可された者のみ認めています。自動車通学の申請期間は年2回あり、その都度、掲示連絡します。

所定の手続を受けず無断で自動車通学した場合は、学内規定に従い指導します。

◇「自動車通学規程」で定める許可条件

- ・自動車通学をできる者は、以下の条件ア、イを満たした自動車任意保険に加入し、(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。

ア 対人保険：無制限

イ 対物保険：無制限

- (1)公共の交通機関による本学への通学が不便である者。
- (2)病気その他身体的な理由により自動車通学を希望する者。
- (3)その他特別の理由がある者。

- ・許可された場合でも、「改造車の使用」「近隣地域への迷惑行為(騒音・マナーなど)」「本人以外の学生の同乗」など禁止事項に違反した場合は、学則に拠る指導(処罰を含む)を行います。

◇許可なく無断で自動車通学した者への対応

大学周辺道路や空き地、学内駐車場に無断で駐車した場合は、学則に拠る指導(処罰を含む)の対象とします。

3.学生への連絡(掲示)

学生に対する通知・連絡事項は以下の方法で行います。

- ①事務局前に設置の掲示板に掲示する。(学科・学年別に掲示)
- ②本館1階エレベーター前掲示板に掲示する(奨学金関係連絡のみ)
- ③TVモニターに掲示する。(緊急連絡・呼出等)

《注意》

- ・掲示した事項は、全学生に連絡されたものとして取り扱います。
- ・掲示を見なかったために生じた不都合・不利益について大学は一切責任を負いません。

4.上靴の使用、土足の禁止

学舎内は土足厳禁です。登校後、必ず上靴に履き替えてください。

※実習期間中で上靴がない場合のみ、学生課に申し出てスリッパ(緑色)を借用して下さい。

5. 個人用ロッカー・下足箱

入学と同時に個人用ロッカー・下足箱を各 1 個貸与します。その使用・管理は、学生本人に責任を持ち行ってもらいます。鍵を使用する場合は、各自で南京錠(生協購買で販売しています)を用意してください。盗難の恐れもありますので、無施錠のままロッカーに貴重品を入れるのは避けて下さい。また、ロッカー・下足箱を故意に壊した場合は、実費負担で修理してもらいます。

6. 携帯電話

授業中の携帯電話使用は、禁止します。また、試験中は必ず電源を切って下さい。(試験中の携帯電話使用は不正行為と見なします。)

学生への電話の取り次ぎは、緊急・特別な事情の場合を除いて行いません。

学舎内の電源コンセントから携帯電話等の充電をすることは、明らかな盗電ですので禁止します。

7. 公用掲示板

学生の掲示物は、学生課の許可を得て、各階の公用掲示板に掲示してください。

なお、掲示期限後は、各自掲示物を処分してください。

8. 物品の紛失・拾得

①学内で物品を紛失したとき、または拾得したときは速やかに学生課に届け出てください。

②学生課では『遺失物法』に基づき、事務局内の遺失物ケースに 3 ヶ月間保管(安価なものは 15 日間保管)し、その後処分します。

但し、携帯電話・現金(高額)・電磁カード類は、保管 3 ヶ月を超えた場合、警察に遺失物として届けます。(小銭現金は、赤い羽根募金に寄付使用させてもらいます。)

③教科書・ノート等、上靴など所持品には、学籍番号(名前)を書いてください。

④南海バス内に忘れ物をした場合、南海バス営業所(0721-53-9043)に電話をしてください。

9. 喫煙・飲酒について

『未成年者喫煙禁止法』

未成年者の喫煙を禁止し、合わせて親権者(親)・監督者、販売者の監督責任を規定し違反者への罰則を定めている。

* 未成年者の喫煙は認めません。学内での喫煙者については、監督責任者の立場から指導を行い、場合によっては喫煙のために所持している煙草やそのための器具(ライター)等を没収することもあります。

* 学内での成年者の喫煙については、受動喫煙防止と火災防止のため喫煙場所を指定しています。

指定場所以外での喫煙は、その程度によって学則に従い指導・処分をします。

10. 薬物乱用について

薬物乱用は 1 回の使用でも乱用であり、犯罪です。使用が発覚した場合は、学則に従い厳正に処分します。

7 学生相談室について

本学では、学生の心の健康をサポートするために学生相談室を設けています。学校生活(授業、実習など)や家庭生活上の悩みや友人関係や健康上の悩みなど、相談したい、何か助言が欲しいことがあれば気軽に学生相談室を訪ねてください。

いかなる場合も、相談内容が相談者から他に漏れることはありません。

学生相談室 本館 7 階 金曜日 12:30~17:30(受付日は年度によって変更があります)

8 ハラスメントについて

教職員および学生は、セクシュアル・ハラスメントおよびパワー・ハラスメント等のハラスメントをしてはなりません。本学では、ハラスメントの防止のための措置および万一ハラスメントが生じた場合に対応するために、ハラスメント防止に関する規程を設けています。

そのもとで、ハラスメントに関する相談に応じるための相談員を置いています。相談したいことがある人はどの相談員に相談しても結構です。匿名による相談や第三者による相談も受け付けます。友人に付き添ってもらっても構いません。相談員は相談者の名誉やプライバシーを尊重します。万一ハラスメントに被害にあった場合は、一人で悩まないで相談してください。

- ◆セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反し相手に不利益や不快を与える性的な人権侵害の言動をすることです。
- ◆パワー・ハラスメントとは、地位や人間関係で弱い立場の相手に対して、繰り返し精神的または身体的に人格を傷つける言動を行い、結果として権利（学生においては学ぶ権利）を侵害することです。

相談員

鯨坂はるよ(総合コミュニケーション学科教員)、中嶋理生(事務局)

9 福利・厚生について

1.健康診断

毎年4月、学生全員を対象に健康診断(一般検診)を実施します。
実施要領については事前に掲示連絡しますので、それに従い必ず受診してください。

2.健康管理

学校保健安全法施行規則の基準により、感染症にかかっている場合は、登校してはいけません(学生の公欠に関する規程参照)。医師の登校許可があるまでは、自宅で安静に休養してください。かかっていた感染症が軽快し、医師から登校の許可がありましたら、担当医師に「登校許可書」のご記入を依頼し、事務局に提出してください。「登校許可書」《本学ホームページ <http://www.chiyoda.ac.jp/>よりダウンロードし、印刷してください。》の提出により出席停止期間中は公欠扱いになります。登校許可書は、医療機関によっては、有料の場合があります。

3.保健室・AED 設置場所

本館1階事務局奥に保健室があります。保健室では、ケガの初期的処置(消毒・止血)や体調不良時の休養ができます。また、学生の日常的な健康相談にも対応します。気になること悩みがあれば遠慮なく、保健室担当者に声をかけて下さい。保健室担当：大岡未生(養護教諭)

学内にAEDを設置しています。設置場所は、本館1階ホール壁面と総合館アリーナ壁面です。万一の場合は教職員に限らずAEDの指示音声に従い、誰でも使用してください。

4.奨学金制度等

本学では主として下記のような奨学金制度を取り扱っています。質問・相談などは学生課まで。

各奨学金の概要

★「ひまわり学業奨励金」

〈大阪千代田短期大学同窓会〉

〔要件〕

*成績優秀でありながら経済的事情により修学困難となっている者。

〔その他〕

*学費補助金として、月額20,000円を最長12ヶ月間給付します。

*入学年度の1月、掲示によって公募、書類・面接選考により決定します。

*年度内決定者は2名以内です。

*卒業後返還の義務はありません。

★「日本学生支援機構奨学金」

修学意思があるにもかかわらず、経済的理由で就学困難な学生に対し貸与される奨学金です。申込・使用管理・返還の責任は学生本人にあります。

学業成績や奨学金使用状況(学費滞納など)によっては、指導(振込保留処置)の上、途中で廃止になることもあります。

また返還責任は最後まで問われますので、安易な申込は避け、しっかりとした自覚のもとで申し込んで下さい。

[種類] →平成 25 年度内容

* 第一種奨学金(無利子貸与) …貸与月額 5.3 万円(自宅通学者)・6 万円(自宅外通学者)

* 第二種奨学金(有利子貸与)…貸与月額 3 万円、5 万円、8 万円、10 万円、12 万円

[申込]

* 毎年 4 月上旬～下旬頃 在籍学生(1,2 回生)対象の「奨学金申込説明会」を開き、出席者にのみ申込みに必要な書類を配布し、申込み方法を説明します。(大学では、学生本人が申込人になります。)

日程は指定掲示板(1 階エレベーター前掲示板)に掲示しますので注意して下さい。

* 緊急事態(家計急変・災害など)で学業継続が困難になった場合は、事由発生 1 年以内に限り、緊急(1 種)・応急(2 種)採用申込ができます。<家計急変等の公的証明が必要>

★「介護福祉士等修学資金」

<大阪府社会福祉協議会の場合>(府予算の関係で実施がないことがあります)

[要件]

* 以下の条件を満たす場合、申し込みすることができます。

①経済的援助を必要としていること

②同種の修学資金を他から借りていないこと

③養成施設卒業後、大阪府内の施設等で介護福祉士として、引き続き 5 年以上介護等の業務に従事する意思があること

④大阪府内の養成施設に在学していること

⑤大阪府の区域内に住んでいること。(除外される場合があります)

[申込] 4 月中に募集、6 月初旬採用 7 月頃初回振込

[その他]

* 貸付金額＝月額 5 万円以内、入学準備金 20 万円以内、卒業準備金 20 万円以内

* 採用人数＝入学生数の 1 割

* 大阪府内で介護福祉士として介護業務に引き続き 5 年間従事した場合は、貸付金返還は免除されます。

★「生命保険協会 介護福祉士養成奨学金」

[要件]

* 2 回生対象 1 名

* 介護福祉士養成のための学科に在籍し、将来介護福祉士として活躍する志を持った学生。

* 奨学金 月額 2 万円(給付)

[その他]

* 4 月中に募集有り

* 採用された場合、以下の義務を負う。

・学業・生活状況の報告を協会に行う。

・協会の広報活動に協力する。(氏名・写真が使用される場合がある)

★「あしなが育英会奨学金」

[要件]

* 本人が 20 歳未満の時に、保護者が病気や災害、自死(自殺)で死亡したり、高度の後遺障害者となり、家庭の生活事情が苦しく教育費に困っている。

[その他]

* 大学奨学金申込の出願は 5 月中頃、書類審査と筆記・面接試験あり。

* 他奨学金との同時利用可能。

* 奨学金月額 40,000 円(無利子)。返還は、卒業後 20 年以内に返還。

* 問い合わせで、特に事情のある場合は、直接、あしなが育英会業務課まであしなが育英会業務課(TEL03-3221-0888 E-mail :shougaku@ashinaga.org)

★「交通遺児育英会奨学金」

[要件]

*保護者が道路上の交通事故で死亡したか、後遺障害者になったため、働けず経済的に困っている家庭の子女。
[その他]

- *出願者の学力基準はない。留年になった場合は、留年期間中の奨学金は停止される。
- *家計基準は、保護者にあたる方の収入金額が選考対象となるが、家族の数によって異なる。
- *他奨学金との同時利用可能。
- *奨学金月額 40,000 円・50,000 円・60,000 円から選択(無利子)。
- *出願・問い合わせは、交通遺児育英会奨学課(Tel.0120-521-286)

★「オリコ学費サポートプラン」

学費の立替払い制度です。問い合わせは、庶務・会計課又は、直接株式会社オリエンテーション学費サポートデスク 0120-517-325 にしてください。

5.学生旅客運賃割引証(学割証)

学生旅客運賃割引証は、JR の利用(鉄道・バス・船)距離が片道 100km をこえる帰省や、実習、課外活動、勉強目的の旅行の場合に利用ができ、乗車料金が 2 割引となります。有効期間は発行日から 3 カ月以内です。駅窓口で乗車券購入の際、学割証を提出して下さい。係員から指示があれば学生証も提示して下さい。

交付申し込みは、「学割発行申込書」に必要事項を記載の上、学生証をそえて学生課まで申し出て下さい。一人あたりの年間発行枚数制限はありません。

6.大学生協の利用

大阪千代田短期大学生生活協同組合は、本学の教職員・学生を組合員とする学内の福利厚生組織です。構成員の出資で運営され、年度ごとの総括と方針は、年一回の総会で決定されます。このような運営方式により、利用者である学生・教職員に、よりよい物をより安く提供し、利用しやすい店舗作りを進めることができます。

尚、出資金は、卒業時(または退学時)に全額返還します。

日常的には本館 1 階食堂・総合館 1 階購買店舗の運営を行っています。

また、「学生賠償責任保険」の取り扱いも行っていきます。「学生賠償責任保険」は、教育実習や旅行中の事故、自転車で他人にケガをさせる、物品を破損した等の場合に保障する保険です。万一、該当の場合は、生協購買部で共済金の請求・支払い手続きを行ってください。

▽購買部

営業時間 9:00-13:30

教科書・一般書籍・雑誌、文具、日用品、軽食・菓子類を取り扱っています。

▽食堂部

営業時間 11:15-13:30

好きなものを自由選べるカフェテリア方式で運営しています。室内 300 席と屋外 50 席。

○学生賠償責任保険 (他人に対する賠償責任保障制度です。)

日常生活における賠償事故	付 示 談 交 サ ー ビ ス 渉	他人に対する賠償責任 最高 1 億円まで
		他人から借用したものに対する賠償責任 最高 1 億円まで
講義・行事・実習における賠償事故	サ ー ビ ス 無 示 談 交 渉	実習中にケガをさせるなど他人に対する賠償責任 最高 1 億円まで
		プライバシー侵害や名誉毀損に対する賠償責任 1 事故 500 万円まで
		他人に対するお見舞い 最高 50 万円まで
		被害者の扶養者などが駆けつける費用 最高 1 名 30 万円/1 事故 500 万円まで
		実習中の事故に伴う加入者本人の治療、検査費用等 最高 500 万円まで

下記のような場合、保険金は支払われません。

- ①自動車・バイク(原付含む)による賠償事故(別途バイク保険に加入の場合は、バイクによる事故については支払われます)
- ②他人からの借用物に対する賠償事故(講義、実験・実習中の賠償事故は支払われます)
- ③職務遂行(アルバイトなど)に直接起因する賠償事故